

岩手県告示第258号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年3月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
塩釜	北上市立花（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり
往還西	北上市相去町（別紙図面のとおり）	〃	〃
五輪壇	北上市二子町（別紙図面のとおり）	〃	〃
打越1	北上市鬼柳町（別紙図面のとおり）	〃	〃
神楽	北上市和賀町岩崎新田（別紙図面のとおり）	〃	〃
福田	北上市和賀町山口（別紙図面のとおり）	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県国土整備部砂防災害課及び県南広域振興局北上総合支局土木部並びに北上市役所に備えておいて縦覧に供する。